

道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定基準等に関する規程

平成19年2月2日
福井県公安委員会規程第1号

改正

平成28年3月25日公安委員会規程第10号 平成29年3月3日公委会規程第13号

道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定基準等に関する規程を次のように定める。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 最高速度違反行為に係る指示（第2条―第4条）

第3章 過積載運転行為に係る指示（第5条―第7条）

第4章 過労運転に係る指示（第8条―第10条）

第5章 指示に係る使用制限の処分量定基準（第11条―第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、法第58条の4又は法第66条の2第1項の規定による指示（以下「指示」という。）の運用基準及び当該指示に基づく法第75条の2の規定による自動車の使用制限（以下「指示にかかる使用制限」という。）をする場合における処分量定基準等を定めることを目的とする。

第2章 最高速度違反行為に係る指示

（最高速度違反行為に係る指示対象者）

第2条 最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為をいう。以下同じ。）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、当該使用者が当該車両につき、最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないときに限り行うものとする。

- (1) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた場合における当該使用者であるとき。

- (2) 車両の使用者等（車両の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他車両の運行を直接管理する地位にある者をいう。以下同じ。）が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していたとき又はこれに準ずるような事情があるとき。
- (3) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。
- (4) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者であるとき。
- (5) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命又は容認に係る使用制限（法第75条第2項の規定に基づき公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。以下同じ。）（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

2 前項の最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないとき。
- (2) 当該車両による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていないとき。
- (3) 当該車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていないとき。
- (4) 当該車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていないとき。

（最高速度違反行為に係る指示対象者からの除外）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行わないものとする。

- (1) 前条第1項に該当することとなる最高速度違反行為について、下命又は容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をするとき。
- (2) 前条第1項に該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両であるとき（当該指示が現に効力を有するときに限る。）

（最高速度違反行為に係る指示の実施）

第4条 最高速度違反に係る指示は、指示書（別記様式第1号）を交付することにより行うものとする。

第3章 過積載運転行為に係る指示

（過積載運転行為に係る指示対象者）

第5条 過積載運転行為（法第57条第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為をいう。以下同じ。）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされ

た場合において、次の各号のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

- (1) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき。
- (2) 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情があるとき。
- (3) 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。
- (4) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者であるとき。
- (5) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命又は容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

（過積載運転行為に係る指示対象者からの除外）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行わないものとする。

- (1) 前条に該当することとなる過積載運転行為について、下命又は容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をするとき。
- (2) 前条のいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両であるとき（当該指示が現に効力を有するときに限る。）。

（過積載運転行為に係る指示の実施）

第7条 過積載運転に係る指示は、指示書（別記様式第2号）を交付することにより、行うものとする。

第4章 過労運転に係る指示

（過労運転に係る指示対象者）

第8条 過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。以下同じ。）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次の各号のいずれかに該当し、当該使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

- (1) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき。
- (2) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していたとき又はこれに準ずるような事情があるとき。
- (3) 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運

転をすることを誘発するような行為をしていたとき。

- (4) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者であるとき。
 - (5) 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命又は容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者であるとき。
- 2 当該使用者が当該車両につき、過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- (1) 当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないとき。
 - (2) 当該車両による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていないとき。
 - (3) 当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていないとき。
 - (4) 当該車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていないとき。
 - (5) 当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていないとき。

（過労運転に係る指示対象者からの除外）

第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときには、指示を行わないものとする。

- (1) 前条第1項に該当することとなる過労運転について、下命又は容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなるとき。
- (2) 前条第1項に該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

（過労運転に係る指示の実施）

第10条 過労運転に係る指示は、指示書（別記様式第3号）を交付することにより、行うものとする。

第5章 指示に係る使用制限の処分量定基準

（処分量定基準）

第11条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の7に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、次の表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

前回の回数	累積点数				
	車種	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点まで	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日

1 回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
2 回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
3 回 以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日
備考					
1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。					
2 「普通車」とは、普通自動車をいう。					
3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。					

(点数の付与)

第12条 点数の付与（令第26条の7第1項の規定により点数を付することをいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものとする。
- (2) 当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。
- (3) 最高速度違反行為及び過労運転にあつては当該自動車の使用者の業務に関して行われた場合、過積載運転行為にあつては当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

(前歴の回数)

第13条 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのある全ての自動車に係る前歴の回数を計算するものとする。

2 前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合とする。

3 前歴の回数は、過去1年以内における下命又は容認に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

(期間の計算)

第14条 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

2 令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」という場合における期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。

3 1年は、365日とするものとする。

4 この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期間を超えることとなるときは、令第26条の7第1項の表3に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

(処分の軽減)

第15条 次の各号に該当する場合であつて、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することができる。

(1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(2) 下命又は容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合

(3) その他情状酌量すべき事情がある場合

2 前項の処分の軽減を行う場合は、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で、かつ、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないように行わなければならない。

(処分が競合する場合の措置)

第16条 同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命又は容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

2 下命又は容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る自動車の使用者が当該処分に係る自動車を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命又は容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、この規程による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

(自動車の使用制限書)

第17条 法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限命令は、自動車の使用制限書(別記様式第4号)を交付して行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年2月2日から施行する。

附 則(平成28年3月25日福井県公安委員会規程第10号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日福井県公安委員会規程第13号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。